

# 増え続ける訪問販売

## 巧妙な勧誘手口にご注意を

消費生活相談のなかで、よく耳にする訪問販売の手口には、次のようなものがあります。

### □ホームパーティー商法

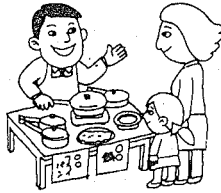
近所の主婦を集めてホームパーティーの形をとりながら、商品の説明を行い、仲間意識を利用してステンレス鍋などを無理に買わせる。

### □キャッチ商法

健康食品や化粧品などの販売で、街角でセールスマンに呼び止められ、喫茶店などに連れていかれ、契約させられた。

### □開運商法

買えば運が開け、買わなければ



ホームパーティー商法



開運商法



かたり商法



アポイント商法



一方的に商品を送りつける  
ネガティブ・オプション

災いが振りかかると言われ、不安になり印鑑や壺などを契約してしまった。

### □かたり商法

消防署など公的機関の調査や身分を装い、消火器やガス漏れ警報器などを売りつけられた。

### □アポイント商法

用件不明で、ただ「電話をください」と書いたハガキをもらい、電話をかけると喫茶店や営業所に呼び出され、安易な気持ちで出かけたところ何時間もねばられ、契約させられたのは、英会話などの学習教材だった。

## ネガティブ・オプション

## 一方的に商品が送られてくる

購入の申し込みをしていないのに一方的に商品を送りつけてきて、購入をしない旨の明確な通知や商品の返送をしない限り、勝手に購入の意思があるものとみなして代

金を請求する——このような迷惑千万な悪性の強い商法をネガティブ・オプションといいます。

これらの商品は、代金を支払う必要もなく、返送する必要もありません。送付のあった日から数えて三か月（販売業者に商品を引き取りの請求をした場合は、その日から一か月）経過すれば、自由に処分できます。しかし、この三か月の期間内に商品を使用したり、消費したりした場合は、購入する意思があったとみなされ、代金を支払わなければならないとなります。商品を購入する意思がなければ、期間が過ぎるまで、そのまま保管しておきましょう。

金やゴルフ会員権などの現物  
まがい商法（現物取引と説明し、  
実際は預り証書だけを渡し、現  
物を渡さない）による被害が、



お年寄りを中心に増えています。

このため、豊田商事などに関  
する特別相談窓口が、消費生活

## 豊田商事関連一一〇番

### 被害者の「債権届け出」を受付中

センターなどに設けられました。  
現物まがい商法でお困りの方は、  
次の特別相談窓口で、ご相談く

ださい。

### □新潟県消費生活センター

(☎0252-67-4196)

### □：新津市役所商工観光課

24-2111内線247

また、すでに豊田商事関係で被害を受けた方のために、被害者救済処置として「債権届け出」を受け付けています。八月三十一日までに次へ提出のうえ、ご相談ください。

### □：新潟合同法律事務所

252-22-1370

### □：新潟県弁護士会

2-24-19504